

令和5年度第1回
北海道再犯防止推進会議専門部会

議 事 録

日 時：2023年8月31日（木）午後2時開会
場 所：かでの2・7 940 研修室

1. 開 会

○事務局（本田道民生活課長） 定刻となりましたので、北海道再犯防止推進会議専門部会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本専門部会の開催要領に基づきまして座長を務めます北海道環境生活部くらし安全局道民生活課長の本田と申します。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

○事務局（本田道民生活課長） 初めに、開会に当たりまして、くらし安全局長の佐藤からご挨拶を申し上げます。

○佐藤くらし安全局長 お疲れさまでございます。

北海道環境生活部くらし安全局長の佐藤でございます。

今年の6月から着任して仕事をさせていただいております。

令和5年度第1回北海道再犯防止推進会議専門部会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

皆様もご承知のとおりかと思いますが、皆様のご協力もいただき、北海道では、令和3年3月に北海道再犯防止推進計画を策定いたしまして、地域の皆様方との連携の構築ですとか理解の促進に努めてきているところです。

こうした中で、今年の3月になりますが、国で第二次再犯防止推進計画が策定されまして、基本方針につきましては、第一次計画を踏襲という形ですが、策定に向けた基本的な方向性の一つとして、国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携をさらに強固にするということが掲げられております。

こうした国の動きを踏まえまして、今年度、北海道再犯防止推進計画を見直していくことを検討させていただきたく、関係機関、有識者の皆様からご意見を伺うため、本日の専門部会を開催させていただくことといたしました。

ご承知のとおり、犯罪をした人たちが立ち直りを果たされまして、社会の一員として生活していくためには、例えば、就労、住居、保健医療、福祉など、幅広い分野におきまして関係する機関が相互に連携し、効果的な取組を進めていくことが重要と認識しております。

この専門部会を通じまして、計画の策定に向けまして、本道における再犯防止施策の基本方向や在り方などについて、再犯防止対策に取り組んでいらっしゃいますそれぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 佐藤局長につきましては、この後、別の公務がございま

すので、ここで退席させていただきます。

〔くらし安全局長は退席〕

◎委員紹介

○事務局（本田道民生活課長） 議事に入ります前に、本日も出席の皆様をご紹介いたします。

自己紹介と併せまして、再犯防止対策について関わっていることや考えなどを一言ずついただきたいと存じます。

それぞれ1分から2分程度でお願いいたします。

まず、北海道地方更生保護委員会総務課長の宮下隆様、よろしくお願いたします。

○宮下構成員 法務省北海道地方更生保護委員会事務局で総務課長をさせていただいております宮下と申します。

再犯防止に関する取組につきましては、法務省が行っている施策でございまして、また、地域との関連がとても密着しているものでもございます。

私たち更生保護は、特に地域と密着している関係の部署ということもございまして、私たちが音頭を取ってやっていくようにと初めから言われておりまして、現在も私共が主となって行っていくものと認識しております。

また、国の第二次計画が策定されて、道でも見直しをしていただけるということですので、この機会に、これまでの国でやってきたことや地域で取り組んでいただけることなどについて、ご意見を聞きながら道と一緒に見直しを進めていければと思っております。

どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（本田道民生活課長） 次に、札幌矯正管区更生支援企画課長の高橋優紀様、お願いたします。

○高橋構成員 札幌矯正管区更生支援企画課長の高橋と申します。

まず、管区は聞き慣れない言葉だと思うのですが、札幌矯正管区というところは、少年院とか刑務所といった矯正施設が適切に運営されるように指導、監督していくことを主な業務としております。

また、私の所属する更生支援企画課は、再犯防止の取組を進めていくために、自治体の方々や関係機関の方々と協力しながら、地域の皆様に再犯防止、矯正、保護のことについて知っていただけるように働きかけや、周知・広報活動等を行っている部署です。

現在、自治体の皆様のところにも、委員会さんや保護観察所さんと一緒に地方計画の策定について働きかけなどを行っておりますし、矯正について皆様に知っていただけるように、関係の団体などに対して施設見学できますというご案内を差し上げているところです。

そういったところでいろいろな再犯防止の取組を進めていけたらと思っておりますし、今回の道庁さんの再犯防止推進計画の見直しについてもそういったところを盛り込めるように進めていければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 続きまして、札幌高等検察庁検務課長の宮越隆教様、よろしくお願いいたします。

○宮越構成員 札幌高等検察庁検務課長の宮越と申します。

再犯防止につきましては、私は高等検察庁ですけれども、主に地方検察庁が窓口になってやっております。検察庁の場合は、いわゆる入口、出口でいいますと入口支援を主にやっているとござります。入口支援と申しますのは、起訴猶予や罰金、あるいは執行猶予が出て刑務所の中に入らないという方たちへの支援のことですけれども、入口支援が一番件数が多いのは起訴猶予です。件数割合は全体の五、六割を占めており、非常に高い数値になっております。

ですから、今後とも、比較的軽い犯罪を犯した高齢者などを常習化させないために、起訴猶予となった場合にも孤立させない入口支援が重要であるということを理解してもらおうと考えております。

検察庁の役割というのは認識されにくいので、今回、コラムですとか、検察庁が何をしているのかということと併せて、改めてお知らせしていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 続きまして、北海道弁護士会連合会、再犯防止計画対応委員会委員長の磯田丈弘様、よろしくお願いいたします。

○磯田構成員 道弁連から派遣されております弁護士の磯田と申します。

道弁連というのは、札幌のほか、釧路、旭川、函館の四つの単位会から成る連合会ですが、我々弁護士というのは、弁護士会というよりは、個々の弁護士がそれぞれの弁護活動を通じて、個人の方、罪を犯した方々について向き合って、その再犯防止や更生に資するような活動をしております。

ですから、個々の弁護士の活動をバックアップできる体制を構築していきたいと考えております。

再犯防止等は、各自治体等で会議はされているのですが、会議ばかりやっても仕方ありません。我々弁護士としては、現実の、個々の犯罪を犯した人たちにどう向き合っていくのかということ、この中で探っていきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 続きまして、北海道地域生活定着支援札幌センター所長である小松大記様、よろしくお願いいたします。

○小松構成員 ただいまご紹介いただきました北海道地域生活定着支援札幌センターの小松と申します。

私たち定着支援センターは、罪に問われた障がい、高齢の方々が福祉を活用しながら豊かな社会生活を送っていただけるようにということで支援していく団体です。

この事業は、北海道では平成22年からスタートしております。

もともとは刑務所を出所する高齢・障がい者の支援ということで行ってきましたけれども、令和3年度からは、被疑者、被告人段階で社会復帰する方々の支援も始まりました。

そんなこともありまして、現在も、警察庁さん、保護観察所さん、弁護士さん等の司法関係者と連携しながら、福祉的な支援が必要な方々に適切な支援がつながるようというところで活動をしている状況です。

再犯防止ということに関しましては、私たちは基本的に福祉の立場なので、その人がその人らしい豊かな生活を地域生活でしていく、そのためにはやはり1人では難しいので、何らかの人が必要と考えています。再犯の最大の敵は孤立かなと考えておりますので、孤立化させないでどういう形でその人がその人らしく地域の中で生活できるかというところを探っているような状況です。

ですから、豊かな生活をその人が地域の中でする、その結果として再犯防止につながるというふうに考えていますので、再犯防止が目的というよりは結果というふうに考えながら日々支援している状況もありますので、そんなことも含めて、私もいろいろと考えながら会議の議論に参加させていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長）　続きまして、札幌協力雇用主会連合会事務局長の荒木孝則様、お願いいたします。

○荒木構成員　まず、お手元の札幌就労支援事業者機構の今年のパンフレットをご覧くださいと思います。

私は、札幌協力雇用主会連合会の事務局長をしておりますが、様々な支援業務につきましては、札幌就労支援事業者機構を通じて行っているというのが主になります。

札幌協力雇用主会連合会としましては、できれば札幌管内31地区に協力雇用主会を設けて、地方自治体、地域の方々のニーズに合った活動を展開していただくことが目標でございます。

現在、21地区で協力雇用主会が設立されておりますけれども、室蘭とか伊達とか日高管内などはまだ未結成でして、大体見当がつくかと思いますが、地域で犯罪や非行を起こした人たちが地域で住みづらい環境ですので、やっぱり札幌のほうにおいでいただくという形になりがちです。

私どもの仕事は個別主義ですので、一昨日も、本州方面で悪いことをした人なのですが、1か月の仮釈しかなく、地元からは離れているわけですが、札幌でも落ち着く先がないということで、違う市のほうに引っ越し、荷物等を一緒に載せて帰住していただきました。そして、今日から就労開始の予定でございます。

こういう会議にお集まりの方々には、うまくいっているケースを目にする機会がなかなかございませんので、最終的に何年かたってうまくいっているケースについて紹介する機会があればなと思っております。

○事務局（本田道民生活課長）　続きまして、北海道労働局職業安定部職業対策課課長補

佐の小林英幸様、お願いいたします。

○小林構成員 北海道労働局職業対策課の小林と申します。

労働局の実際の拠点としましては、労働基準監督署とハローワークがございます。道内にはハローワークが22か所ございます。

恐らく、今日お集まりの方でハローワークを利用なさったことがある方はそういないと思いますので、ハローワークでどのような取組をしているかということをご紹介させていただきます。

刑務所さん、保護観察所さんに入所されている方が、例えば刑務所さんでいいですと函館少年刑務所とか札幌刑務所さん、札幌刑務支所さん、月形刑務所さん、旭川刑務所さん、網走刑務所さん、ほかにもございますけれども、そういった刑務所にお邪魔させていただきながら出所を予定されている方の就職支援ということで、出所前からご相談を行ったり、どんな仕事をなさりたいか、実際に就職したいところが見つかりましたら、就職先の社長さんや採用ご担当の方と面接とか、そういった手はずを整えるということをしております。

実際に履歴書や職務経歴書、応募書類の作り方が分からない、あるいは、面接の仕方が分からない、そういうノウハウがないという方も大勢いらっしゃいますので、そういった方々の社会復帰、まずは出所されてすぐの社会復帰のご支援をさせていただいております。

私も、岩見沢のハローワークに勤めておりましたときに刑務所出所者の担当でございました。月形の刑務所に月1回以上はお邪魔させていただきながら、受刑者の方との直接のご相談を繰り返させていただいておりました。それぞれ悩みや課題を抱えていらっしゃる方もいらっしゃいましたけれども、非常に熱意のある受刑者の方が多かった記憶がございます。

就職というのは社会復帰の入口かと思っております、その後、職場に定着していくことが大変重要だと考えております。今日は、そういった出所後のご支援をされる皆様がどのような形でお取り組みされているかということをお勉強させていただきながら、この会議でいろいろと知識を得ていきたいと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

○事務局（本田道民生活課長） 続きまして、特定非営利活動法人北海道ダルク施設長の森亨様、よろしくお願いいたします。

○森構成員 こんにちは。森と言います。北海道ダルクの職員をやらせてもらっています。

私は、薬物依存症の当事者で、函館の刑務所に行った経験もあります。私自身がダルクに行き、群馬県のダルクでしたけれども、東京のダルクに異動になって、3年ぐらい、札幌に戻ってきて、今、北海道ダルクにおります。

ダルクの役割というのは、薬物依存症の回復支援で、再犯防止というわけではないのです。先ほど、福祉の方が、結果として再犯防止になるかもしれないけれども、目的は再犯防止ではないと言われましたが、それと一緒にだと思いつながら聞かせてもらっていました。

私自身、支援の場面というのは、裁判のとき、それから、刑務所に入ってから、薬物依存離脱指導の時間に刑務所でのミーティングをしたり話し合ったりする機会があって、面会に行かせてもらったこともあります。それから、更生保護委員会さんから依頼があれば、中で長い時間、面会させてもらうこともあります。それから、出所後の身柄引き受けをしたり、満期で、それこそ薬を使ってしまって困って突然訪ねてきて、そこに対応する場合もありますし、回復に向けて一緒に歩く場合もあるので、我々は入口から出口までの全てに関わらせてもらっています。

私は当事者ですけれども、こういう役割をさせてもらって、いろいろ気づかされたことがたくさんありますので、そういうことがこの場で役に立てばうれしいなと思っています。支援の前に必要なことについても、機会があれば話をさせてもらいたいと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 続きまして、北海道地方保護司連盟事務局長の村川操様、よろしくお願ひいたします。

○村川構成員 皆様、こんにちは。

北海道地方保護司連盟事務局長の村川と申します。

多分、ここにいらっしゃる皆様は保護司という名前をご存じの方ばかりだと思います。けれども、北海道全体には3, 100人に満たないくらいの保護司がおりまして、日々、刑務所から仮釈放をされた方とか、少年院から出てきた方、また、家庭裁判所等で保護観察処分に付された方などと毎日のように接しております。

ダルクの方のように薬物だけというわけではなくて、それこそ万引きから強盗、強姦、放火、殺人と、私はほとんどを担当させていただいたのですけれども、皆さん、その中で何ができるかというよりは、対象の方たちと毎日接して話をすることによって、その方たちが一歩でも前を向いて歩いていっていただけたらうれしいなと思ひながら日々活動しております。

再犯防止という中では、私たちが一番底辺でというか、一番近くで活動していると思いますので、私たちが活動しやすい方向に導いていただけたら本当にありがたいと思いますし、各団体からの支援をいただけたら、こんなうれしいことはないなと考えております。

余談ですけれども、私は、北海道保護司連盟のほかに北海道地方更生保護施設連盟の事務局長もさせていただいております。全道に八つの更生保護施設があります。刑務所を出所されて出てきた方たちが入る施設ですけれども、今日は、その八つの施設から、まだなられて間もない補導員の方たちが集まりまして、定着支援センターの方々とかハローワークの方々にも来ていただいて勉強会を重ねたり、また、その方たちも保護司の登録をしております。日々頑張っておりますので、ぜひそういうことを知っていただけたらうれしく思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 続きまして、洞爺湖町総務部健康福祉課主幹の平間義陸

様、よろしくお願いいたします。

○平間構成員 洞爺湖町役場健康福祉課の平間と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

当町が再犯防止に関わっていることとしましては、市町村におきましても再犯防止推進計画は努力義務となっておりますので、昨年度、洞爺湖町の地域福祉計画に包含する形で策定させていただきました。

策定に当たりまして、当町は人口約8,000人の小さなまちということもあり、再犯防止の事例も少なく、町として何をやっていけばいいか、何をすべきか、地域では何ができるかという点でなかなかイメージしづらいところがありましたので、札幌矯正管区様や札幌保護観察所様よりご助言をいただきながら何とか計画を策定したところでございます。

昨年度に計画を策定しましたので、今年度は、計画で定めたことを実行するため、まずは、地域の相談役である民生委員が、地域で活動していくうえで再犯防止について理解していかなければならないことから、理解を深めるための活動ということで、少年鑑別所への視察研修などを計画しているところです。

そういった経緯もあって、このたび専門部会の構成員としてお声かけいただいたと思いますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） 最後に、札幌国際大学人文学部教授の鈴木憲治様、よろしくお願いいたします。

○鈴木構成員 札幌国際大学で教員をしている鈴木と申します。

私は、大学では司法犯罪心理学という科目を担当しておりまして、5年前から大学に勤務しております。その前は、30年ほど家庭裁判所調査官として裁判所に勤務しておりまして、そのときには、まさに再犯防止ということで実務にあたり、いろいろな施策にも関わらせていただいた経緯があります。

実は、大学にBBS会というサークル活動がありまして、学域組織として札幌学院大学と札幌国際大学がやっているのですけれども、札幌国際大のほうは10年以上休眠状態でした。私が着任したときには、私の引き継いだ机の引き出しにBBS会という判はあったのですけれども、これはどうなっているのだろうと思いながら、そういった組織でやっていた経緯があるので、少しは関心のある学生はいるかなと思って、毎年、講義の中で更生保護の時間にBBS会のお話をします。けれどもこれまでは、1人か2人は関心を持って、もう一回活動を始めましょうという学生がいたのですが、残念ながら、学内の組織として活動を再開するためには5人以上いなければいけないということで、ずっと1人とか2人休眠状態でした。

ただ、今年、コロナも落ち着きまして、関係施設見学をさせていただいたのですが、そのときに更生保護施設の大化院に行かせていただきました。見学と講義だったので、講義の中で、「そういえば国際大学さんはまだBBS活動をしないね」という話に

なって、学生が私を気の毒に思ったのか、「先生、やりましょう」ということで、5人が集まりまして、いよいよ今年度から再開していきます。

やっと、授業だけではなくて、生きた再犯防止活動に多少関わられるようになっていくと思っております。授業のときに頭で考えるのと、実際に動いて、ともだち活動をやるのと、頭で考えることと体が動くということは全く別次元のことですので、その辺について、これから皆さんからのいろいろご指導を受けながら取り組んでいきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○事務局（本田道民生活課長） ありがとうございます。

今、皆様からいろいろな取組を伺いまして、これから計画の改定などについて多くのご意見をいただけるなど少し安心したといえますか、期待をさせていただいております。

皆様、どうぞよろしく願いいたします。

次に、皆様にお配りいたしました資料の確認をさせていただきたいと思えます。

資料番号を読み上げますので、ご確認ください。右上に番号を振っております。

まず、次第がございまして、その次に出席者名簿がございまして。それから、資料1-1、A4横の資料1-2、資料1-3、それから、資料2、資料3はA4判横のカラーです。A資料4-1、資料4-2、資料4-3、資料4-4、資料4-5がスケジュールと、参考資料は1から3となっております。

資料はおそろいでしょうか。そろわないところにつきましては、ご連絡をいただければ事務局からお配りいたします。途中でも落丁がありましたらご連絡ください。

3. 議 事

○事務局（本田道民生活課長） 早速、次第に沿って議事を進行させていただきます。

議題（1）国の第二次再犯防止推進計画について、事務局から説明させていただきます。

○事務局（黒田主幹） 道民生活課の黒田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

国の第二次再犯防止推進計画ということで、資料番号が前後しますが、資料3の第二次再犯防止推進計画が、国でこの3月に策定した計画です。

本編につきましては、参考資料2に全編ございまして、後ほどご確認いただければと考えております。

国の考え方ですけれども、第一次計画で、基準年が平成22年だったと思うのですが、2年以内の再入率を令和3年までに20%から16%以上以下にするという数値目標を立てたところですが。

それによって、第1次の計画の取組の状況ということで、今、資料3の左側のところですが、取組としては三つの大きな柱がありまして、満期釈放者対策の充実強化、地方公共団体との連携強化、民間協力者の活動の促進ということで、その3本の柱に基づいて取組を行ってきたところ、令和3年までに16%以下という目標を1年前倒しで達成しております。

その計画の取組状況を基に改めて国で方向性の検討をしたところですが、第二次の基本的な方向性が3本あります。左下の部分ですが、下線の部分だけお伝えします。

1点目は、個々の対象者、犯罪をした方々が孤立することなく、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援を実現、2点目は、犯罪をした人たちへの支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携拠点を構築、3点目は、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携をさらに強固にするということです。

具体的にどういうふうに取り組んでいくかということですが、実は、この方向性を踏まえて基本方針が設定されておりますが、基本方針は第1期目のものと変わりはなく、基本的に第1期基本計画の取組を引き続き進めていくということが前提となっております。

その中で、今後取り組んでいく施策ということで、七つの重点課題とその具体的施策となっておりますが、右側の赤い部分が前回の計画と変わっているところでございます。

七つの重点課題は、①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援、④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、⑤民間協力者の活動の促進、⑥地域による包摂の推進、⑦再犯防止に向けた基盤の整備というところでございます。その七つの重点課題の中で大きな変更点は、⑥地域による包摂の推進というところです。ここは、前の計画の地方公共団体との連携を行う内容から変更されており、今までは地域と連携してやってきたというところから一歩進んで、実際に手続はあるのだけれども、手続を進めていくだけではなく、孤立しないような形でどういうふうやっていったらいいのか。

包摂という言葉が辞書で見ますと、包み込むようにとあるのですが、地域で、手続だけではなくて、民間団体、地方公共団体、国が連携して、犯罪をした者等を、包み込むような形で社会の一員として過ごしていただけるようにしていきましょうということで、そこが前回計画との一番大きな違いとなっております。

ですから、私ども地方公共団体は、市町村も含めてですけれども、役割が強調されてきているというところでございます。

大きな部分については、以上でございます。

引き続き、(2)北海道再犯防止推進計画の推進についてご説明します。

ご覧いただきたいのは、資料1-1、資料1-2です。

具体的な取組状況ということで、今、北海道の計画の期間は令和3年度から5年間となっております。今の段階で令和3年度、4年度の実績ということで、それをまとめたものが資料1-2でございます。

その主な実績、取組状況をまとめたものが資料1-1の概要版です。その中から、主な取組状況をご説明させていただきます。

まず、重点課題1の就労・住居の確保等です。

就労の確保等につきましては、②の協力雇用主制度に関する啓発資料を作成し、ホーム

ページなどで周知をし、また、「雇用で支える再出発」をテーマとした北海道再犯防止フォーラムをオンラインで開催しております。

また、住宅の確保等として、公営住宅への入居における配慮として、連帯保証人が必要だったのですが、道営住宅に入居することができないということがないように、令和2年度から連帯保証人を不要として、代わりに緊急時に連絡先を届出していただくということで、手続を簡易にしております。

1枚めくっていただきまして、重点課題2の保健医療・福祉サービスの利用の促進等についてです。

(1) 高齢者又は障がい者等への支援等として、小松所長にも来ていただいておりますが、北海道地域生活定着支援センターにおいて専門委員会の開催や、推進会議を開催するなど、支援に向けた取組をしていただいております。

(2) 薬物依存を有する人への支援等として、④民間団体等への支援として、地区協議会の依頼に応じて保健所の職員が薬物乱用防止に係る講演等を実施したり、再犯防止の地域会議をオンラインで開催して地域の取組について情報共有をさせていただいたり、広報啓発として、警察、JR、大型商業施設などによって街頭啓発活動を年間820件実施しております。

また、スポーツチームの北海道日本ハムファイターズとタイアップしてポスター作成をして警察署に貼付するなど、地域住民に対して啓発活動を実施しているところです。

学校等と連携した修学支援の実施ということで、児童生徒の非行への未然防止として、非行防止教室の開催や学校警察連絡協議会、児童相談所等との連携によって非行防止に取り組んでおります。

重点課題4の犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等ということで、それぞれ具体的にどういった特性ということで、①性犯罪者に対する指導等ということで、子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者について、その後の所在確認、面談等を行っております。

また、暴力団関係者等に対する指導として、離脱希望者に対して、関係機関と連携して離脱の支援や就労支援を軸とした社会復帰対策に取り組んでおります。

また、⑤飲酒運転をした人等に対する指導として、北海道飲酒運転の根絶に関する条例に基づいて、飲酒運転をした者に対する保健指導を保健所等で実施しているところです。

重点課題5の民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進では、民間のボランティア活動に対する支援として、少年警察ボランティア活動を効果的に推進するため、少年非行の傾向や基礎知識など、知識、技能に関する研修を令和4年については61回実施しているところです。

また、(2) 広報・啓発活動の推進等ということで、先ほど申し上げました、再犯防止推進フォーラムを開催しております。

令和4年度につきましては、就労ということで、雇用で支えるということをテーマとし

ておりましたが、令和3年度につきましては、保護司をテーマとして開催しております。

また、パネル展を開催したり、社会を明るくする運動の内閣総理大臣メッセージの伝達式などを行うことによって周知啓発を図っているところです。

また、表彰として、多年にわたり更生保護に貢献していただいている保護司の方に対して、北海道から、社会貢献賞ということで表彰を実施しております。毎年度実施しております、令和4年度には15名を表彰させていただいております。

また、連携強化として、先ほども説明しました北海道再犯防止推進会議を毎年開催しております、各機関の連携を図るとともに、保護観察所の管轄地区ごとに地域で地域会議を開催し、各地域の取組の情報共有を図っております。

地域会議の開催に当たっては、地域会議のメンバーは固定しているところですが、各市町村にもオブザーバーという形で声をかけて参加いただいています。

このほか、北海道の再犯防止メールマガジンを発行し、啓発に努めております。

以上、取組状況について、ご説明をさせていただきました。

続きまして、資料1-3の北海道再犯防止推進計画の計画指標の状況についてです。

道の再犯防止推進計画を策定するに当たりまして、計画指標ということで、六つの指標を設定しております。

この六つの中で、それぞれ計画を策定したときの数値と現在における直近の数値を比較しております。

指標1の刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率ということで、北海道内のものです。

令和元年の再犯者数が3,644人、再犯者率が45.5%で、令和3年が3,323人、44.0%ということで、前回の計画策定時から減少しており、一定程度改善されていると考えられます。

また、指標2の協力雇用主、実際に雇用している協力雇用主及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数は、計画を設定した段階の令和元年では1,477社、実際に雇用されているところが84社、被雇用出所者数が120人です。

令和3年は、協力雇用主は1,571社、実際に雇用されている会社は61社、被雇用出所者は83人です。

実際に雇用されている会社は23社減少し、被雇用者につきましても37人減少しております。

これは、協力雇用主の数自体は増えておりますが、実際の雇用としては改善されていないことで、あくまでも推測ですが、令和2年、3年とコロナ禍によってなかなか雇用が確保できなかったということが考えられます。

指標3の北海道内の刑務所を出所した人のうち、出所時に帰住先がない人の数及びその割合は、令和元年では、人数としては302人、割合は15.4%でしたが、令和3年は、それぞれ234人、14.5%ということで、若干改善していると考えられます。

指標4の保護司数及び保護司充足率等につきましては、令和2年が3,089人、令和

4年が3,029人です。

充足率でいきますと、86.8%から85.1%と減少し、人数についても減少しております。全国的に人数が減少している傾向にあり、平均年齢も上昇しているということで、新たな保護司の成り手が不足している状況です。

指標5の「社会を明るくする運動」行事参加者人数ですが、これについては令和元年と令和3年で11万6,265人から1万7,033人ということで、8割以上減少しています。これは、コロナ禍で外に出られない、行事等を行うことができないということが要因と考えられます。

指標6の道民意識調査において、「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う」と答えた人の割合については、令和元年の35.9%以降、計画期間に沿っておおむね5年ごとに行うということで、対象の調査を実施しておりませんので、そのまま令和元年の数値を出させていただいています。

以上が計画指標の状況ということで、改善が見られているものもございしますが、コロナ禍などの影響によって改善されていない数値もございします。

以上、令和3年度と4年度の取組状況についてご説明させていただきました。

続きまして、資料2ですが、資料3も並べてご覧いただければと思います。

ここでは、第二次北海道計画の見直しをするかどうかのご相談をさせていただきたいと思っております。

まずは国で令和5年3月に新しい計画が策定されまして、では、北海道としてはどうなのかというところでございします。

国の概要ということで、2番で、特に地域による包摂を推進となっておりまして、それが大きな変更点であるということで先ほどご説明させていただきました。

国の第二次計画の策定を踏まえて、3として「北海道第二次再犯防止推進計画」（仮称）の検討の考え方をお示しさせていただきます。

まず、検討に当たっては、専門部会を開催するというので、開催要領が参考資料3にございします。計画検討の検討に当たっては、専門部会を開催して関係機関、有識者、今おそろいの皆様と意見交換を行うということになっております。

(2) 現行計画に基づく施策の実施状況の検証ということで、今ご説明をさせていただきましたが、今回取りまとめを行った道の現行計画策定後の施策の実施状況、指標の状況を確認しながら検討していくこととなります。

(3) 国の第二次計画との整合の検証ということで、道の現行計画につきましては、国の第一次計画を踏まえて策定していますが、国の第二次計画と道の現行計画を対比しながら検討していくこととなります。特に、国の新しい計画で都道府県の役割として示された施策等について対応を検討していくことになるかと思います。

(4) 計画期間の検討等につきましては、国の計画改定を踏まえて道計画の改定を検討し、迅速に施策を展開していけるように、国の計画した期間に沿って、令和6年度からお

おむね5年間とするか、それとも、今の計画の計画期間である令和3年度からの5年間ということで、令和3年度から7年度までの計画期間とするかというところの検討が必要と考えております。また、社会状況の記載や計画指標については直近の数字を活用する形になってございます。

以上、検討に当たっての考え方ということでお示しさせていただきました。

○事務局（本田道民生活課長） 議題（1）と議題（2）を併せて説明したほうが理解が早まるかなと考えました。その両方について皆様からご意見をいただければと思うのですが、3月に国の第二次計画が策定されましたので、庁内において、国の計画の新旧を見ながら道計画にどのような影響が出てくるかというところを検証した結果、今回の国の計画を踏まえまして、例えば、地方公共団体との連携を強めるとか拡充するような表現がされている項目については改定が必要ということは共有しております。今は道計画の中間年なので、今の段階で改定するか、このまま現計画を続けて2年半後に改定するかという観点の一つでございますが、この段階で改定するとした場合、計画期間をこれからの5年間にするか、現行の計画の中で進めていくほうが分かりやすいのかというところで検討を進めていきたいと考えているところです。

それでは、今日は更生保護委員会からもお越しいただいていますので、補足のご説明をいただければと思いますので、国の計画の考え方や道計画の見直しの方針についてご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○宮下構成員 補足的なお話をさせていただきます。

今、北海道から説明をしていただいたとおり、国の第二次再犯防止推進計画で大きく変更した点は、地方公共団体との連携というのを地域による包摂を推進するための取組としたというところです。

この点は、第一次推進計画の中で、国と地方公共団体というところで、自治体の表現を地方公共団体というものでくくりにされているところがございます。全国的に見ると、一つの県に一つの保護観察所ということで、都道府県とのカウンターパートは一つの更生保護官署と一つの県とか、やり取りのやりやすさなのか、スムーズに進められるということなのか、そういうところがあったのですが、皆様もご承知のとおり、北海道には、保護観察所が札幌、函館、旭川、釧路と四つございます。実際に自治体として更生保護官署なり再犯防止の働きかけとして、どのような方法が有効なのかという点は、北海道外のやり方が北海道には通じないというところがございます。

また、北海道に比べれば働きかけとか連携の取りやすさはあると思われがちですが、地方公共団体と国との連携という部分では、前の計画のやりにくさというのが北海道以外の自治体からもあったことは間違いありません。

その点について、今まで以上に連携を強めていく、深めていく、また、市区町村までその働きかけをしっかり行っていくというところでいくと、ここの表現というか、大きく分けると都道府県とかその区域にある市区町村であるとか、その辺りの分け方をした上で、

それぞれの役割分担を明示するというのが大きかったと思われま

す。私たちも、最初の国の計画で、北海道さんと様々な施策について協議等をさせていただいていたところではあるのですが、計画の中で地方公共団体としか明示されていないところでのやりにくさですね。特に、国の計画に基づいて策定されている北海道の計画の中では、新たに何かをやろうとしたときに、道がやるのか、それ以外の市町村がやるのかという分け方の難しさがあったのは間違いございません。

ですから、再犯防止の取組をまた一歩広く進めていくという点では、この変更はよかったと思われま

す。

○事務局（本田道民生活課長） ほかにございませんか。

○高橋構成員 札幌矯正管区の高橋です。
国と地方公共団体でそれぞれの役割に基づきながら相互に連携、協力してというところはあると思うのですが、先日、8月24日に市町村の方々向けに地方再犯防止推進計画の説明会と申しますか、いろいろなところで策定してもらえるようにということで、道庁と札幌矯正管区と共催の形で説明会を実施させていただきました。そのように、具体的にいろいろな協働ができればと思っております。

例えば、策定支援に向けた説明会とか、福祉とか矯正とか保護について自治体の方々に知っていただけるようにそれぞれの分野に基づいた研修会を行ってみるとか、そんなこともできると考えているので、そういったところも計画に盛り込んでいただければと思います。

○事務局（本田道民生活課長） 役割分担ということになりますと、資料2では都道府県の役割を抜粋させていただいています。参考資料2が国の第二次計画でございますが、この39ページに役割分担が初めて示されました。

都道府県の役割については、資料2にありますように、都道府県としては、市区町村に対する必要な支援、域内のネットワークの構築が1点と、もう一点は、市区町村が単独で実施することは困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、それから、罪種、特性に応じた専門的な支援というものが役割として示されましたので、こういったところを計画の中に盛り込んでいくことを考えております。

そして、③の市区町村の役割として、ここで示されているのは、市区町村は、地域住民に最も身近な地方公共団体として、福祉等の各種行政サービスを必要とする者、特にアクセスが困難である者に適切なサービスを実施すること、都道府県としては、市区町村が適切なサービスを提供できるようにそこに支援を行っていくということを役割として進めていく必要があるということです。

更生保護委員会様にお聞きしたいのですが、都道府県の役割として市区町村に対する必要な支援としては、計画策定の支援、職員の方の研修のようなものが考えられると思うのですが、いかがですか。

○宮下構成員 再犯防止推進計画につきましては、地方再犯防止推進計画として、都道府

県もそうなのですけれども、できるだけ多く、できれば全国の市区町村でつくっていただきたいと考えておりました、そのための働きかけを行っていくということです。

先ほど札幌矯正管区さんからありましたが、オンラインなどの方法を活用した市町村向けの勉強会を開催しているという点もとても有効と思われます。

また、私たち更生保護の分野で申し上げますと、保護観察所の所在地、それぞれ管轄している保護観察所の市町村に向けて、計画を策定するための働きかけを既に行ってきております。

それを地道に続けていくことにはなると思うのですけれども、保護観察所だけが頑張っただけで声かけをしてもなかなか実現性が難しいのですが、何よりも、市町村に必ず保護司さんがいらっしやって、それぞれの自治体との関わりは、保護観察所の職員より保護司のほうが歴史的にも時間的にもずっと関わってきておられるので、私たちにとっては何よりも保護司さんの力が欠かせないです。

ですから、その地域に住まわれている保護司さんの力を借りつつ、計画を策定していただけるように、これまでも働きかけているところです。

また、保護観察所に勤務していたときに、市町村に対して計画を策定していただきたいという働きかけを行っていく中で、北海道のかなりの市町村が思っているところなのだと思いますけれども、うちには犯罪者はいないよ、そういう計画は要るのかという質問がやはり多いです。その辺りを皆さんにどう理解してもらおうようにするのかというのは、私たちの腕の見せどころかと思っています。

多くは、地域にある福祉計画や総合計画の中に包含するような形で、その中に犯罪や非行で一度人生につまずいた方々も地域の住民として一緒に暮らしていけるような、まちづくりの一つの姿勢なのかと思います。

確かに、事件がないのはいいことだと思います。それこそ、安全で安心して暮らせる地域であるということは大事ですが、犯罪者がいないからそういったものは要らないのか、そういうところの働きかけなのかと思って、これまでも続けてきました。

○事務局（本田道民生活課長） もう一点お伺いしたいのですけれども、都道府県の役割の中に罪種や特性に応じた専門的な直接支援と書かれている部分につきまして、今回の改定の内容でいいますと、これまでの取組にプラスしてDV加害者対策、それから、女性受刑者への支援が拡充して書かれているところがあります。また、これまでの高齢者、障がい者、生活定着支援センターの取組、多機関連携に加えて地方公共団体が連携に加わるようにという表現もあったと思います。あとは、新たに薬物依存対策の項目も具体的な取組の中に記載されていると思いますが、都道府県として、罪種や特性に応じた専門的な直接支援にはどのようなものが想定されているか、もしお分かりでしたら補足説明をいただけますか。

○宮下構成員 道としてですか。

○事務局（本田道民生活課長） 都道府県の役割として示されているので都道府県なので

すけれども、北海道の実態をよくお分かりかなと思うので、北海道で求められているものというところでもよろしいです。

○宮下構成員 個々の持ち合わせている特性に応じた支援というところでは、今日はダルクさんに出席していただいておりますが、薬物依存である方であるとか、公的機関でいくと、北海道の精神保健福祉センターですね。札幌市にもございますけれども、そういったところで依存を有する方への回復支援などを行っております。

ただ、全道を広く見渡してとなると、やはり偏在しているところがあると思います。

刑の一部執行猶予、いわゆる実刑部分を過ごし、残りの刑期を何年間執行猶予、薬物の方はその執行猶予の部分に保護観察がつくという制度で行ってきているところなのですが、割と早い時期に道北の紋別市に帰住するケースがございました。紋別市に薬物依存回復の支援を行っているところというのはご承知でしょうか。

○森構成員 聞いたことがないですね。

○宮下構成員 聞いたことがないですよ。

当然、保護観察も行わなければいけませんし、薬物の保護観察については、保護観察中に守らなければいけない約束事として、薬物のプログラムを受けることになっているのですが、その担当が旭川保護観察所なのです。毎月、それこそ最初のうちは2週間ごとに通わなければいけないのです。これはどうしたものかなというところではあるのですが、引受人の協力を得ながら、毎月、旭川保護観察所に通っていました。実は、旭川にある自助グループに何とかつながって、最近の様子は分からないのですけれども、そういったケースがあります。

ですから、北海道は広く、退所者がいろいろなところへ帰るけれども、依存回復を行っているところへアクセスするのは相当遠いとか、支援を行っている期間だけ支援を行っている地域に住まわせるのか、北海道にはそういった問題があると思います。

○事務局（本田道民生活課長） 第一次計画では多機関連携と書かれてはいますが、それに地方公共団体が加わる必要性について、特に北海道にはあるのかなと考えました。

全国をいろいろ回られていると思うのですけれども、北海道の広域性というのは、更生保護に取り組むに当たって特に考えていかなければいけない点なのではないでしょうか。

つまり、専門機関が直接行くことができないときに、市町村が専門機関の業務を理解してもらって取り組んでもらうというところなんです。

○宮下構成員 そうですね。距離というのはとても重要なところかと思えます。

ただ、そういう自助グループが全道各地にすぐに出てくるわけではないと思いますので、私たちが釧路などで勤務をしていたときに、やはり頼りになるのは病院なのです。病院の精神医療を行っている部署とか、医療相談室の方とか、そういった方と連携を持ちました。まずは安定した生活を送らせるのが最優先ですので、その辺りに重点を置きながらというところでいけば、病院であるとか、当然、自治体で保健福祉は担っていると思いますので、そちらの部署の方との連携ですね。私も保健所の方と年4回の勉強会を実施していたこと

もごございますし、それぞれのことをよく知ることが大事かと思えます。

例えば、この人がここにいるからそれができて、次の人に替わればできなくなってしまうということではなくて、それがシステムとしてできていくということも、自治体の計画の必要性なのかなと思います。

○事務局（本田道民生活課長） ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○森構成員 私は、薬物依存症の回復支援施設で仲間たちと一緒にいるので、質問や意見に関しても客観性に欠けたものが出てきてしまうと思うのですけれども、そこはお許してください。

「国の役割のそれぞれが抱える課題を踏まえた」と書いていますけれども、犯罪をした者等のそれぞれが抱える課題を誰がどう抽出していくのかということが一つです。

もう一つは、「再犯防止等に関する専門的知識を活用し」と書いてあるけれども、それはどこにあるのかという質問です。

国の役割なので、もしかしたら矯正管区なのでしょうか。

でも、これらを具体的にどう実施していくのかという疑問があるのです。ですから、できるのであれば、そういうことを専門部会を出していつてもらいたいと思います。

○荒木構成員 最初の話ですが、個別的な事情がある方はたくさんおられて、その方にどういうふうに接するかということ、地域でチームなり何なりを組んで臨んでいければ、問題の解決につながる道筋はできると思うのです。

これからは、薬物もそうですが、交通事案の少年は増えてくる時代に入ってくると思うのですけれども、そういった子たちに対する対応ですね。

森さんもご存じのように、北海道は特殊なのですが、それを道庁さんで一手に担うわけだから、地域の実情に応じた組み方を市町村に頼まないと、市町村に負担だけが行く形になろうかと思えます。

更生保護委員会もその辺りはよく分かっていると思うけれども、無理のない範囲で自治体さんが協力できるような枠組みを組んでいただければありがたいと思います。

○森構成員 更生保護委員会は、札幌刑務所に常駐していたりということもあります。そこで履歴を見て、それぞれが抱える課題を見つけ出すことは可能かと思えます。全員は無理だとしても、私は実体験として可能だと思っていますし、今おられる方が実施していますから、実際はできると思います。最初にそこさえ分かれば、次に何が必要かということが見えやすくなる気がするのです。

国のことからちょっと外れてしまっていますが、私は、この専門部会に所属させてもらっていたり、推進協議会に参加させてもらっていたりするのだけれども、住居確保のことが今でもよく分からなかったり、これは誰に頼んだら誰が探してくれるのかということも分からないのです。

支援が見えやすくなっていかないと、考えにくいと思います。文言的に難しいものを理

解するのに時間がかかるし、理解しづらいです。

もう一点は、家族の学習会は、再犯防止推進会議ができる前から実施されていますので、ここに書かれていても、特に目新しい感じはしなかったです。

また、先ほど広範囲にわたってという話がありましたけれども、それこそ道の精神保健福祉センターが10年以上前に、渡島の保健所や十勝振興局に声かけをして、私と精神科の医師と何人かで数か月に1度開催していた会に参加させてもらったことがあって、それがとかちダルクができるきっかけだったと思います。

そして、各振興局の社会福祉課の方に、こういう問題が起きたらどこに相談すればいいかということを知っていったことがあります。

そういうのはできないことではないと思いますが、薬物の問題に特化してしまうことになるのかとそういうことを感じました。

○事務局（本田道民生活課長） 精神保健福祉センターと保健所を回られたということですね。

○森構成員 そうですね。田辺先生が所長をされていたときですが、函館方面、十勝方面、北見方面、ほかにも1か所、2か所あったと思いますけれども、そこで薬物依存症支援に関わるテーマで、各地で2日間程度ずつ、そういう機会を持ったことがありましたが、継続が難しく、予算の問題もありました。

ダルクができることが全てだとは思わないけれども、それがきっかけで十勝にダルクができたり、ポラーベアーズができたりしてきたので積極的に回っていくというのは効果があるような気がします。それは我々ができることではないので、道とか国という単位で主催して広報していただきたいと思います。

○荒木構成員 心神の喪失や耗弱に関する事案に対する医療観察のスタートとのときにもそういうのをやりましたよ。医師が理解してくれていないからね。

○森構成員 それはでも、薬物依存のことにしてもそうなのですね。いろいろ専門があって、なかなか現実対応してくれる病院がすくなかったりするんで、そこは課題だと思います。

刑務所にいる人たちの中には、教育を受けていなかったり、発達の問題とか、知的の問題とか、見えにくい障がいを抱えている方もいて、そういうことが明らかになっていかないと、見立ての悪い医者ではないですけども、見立てが悪いと処方した薬は効かないですよ。コロナに風邪薬を出したって効かないのと一緒で、そういうことが起きてしまうから、それで支援者側も燃え尽きてしまうだろうから、医師の理解も大切な気がしています。

○事務局（本田道民生活課長） 薬物依存の問題だけではなくて、更生保護、再犯防止の窓口になるようなところはたくさんあるので、そこに対してどのように周知と理解に取り組んでいくかというのは、特に我々の部署の役割かと思いました。そこは確認しながら取り組んでいきたいと思っています。

ほかにございませんか。

○村川構成員 今の森施設長のお話を聞いていて、言うべきか迷いましたが、例えば、国の方針と道の方針は、お互いにある程度の理解が進んでいると私も思うのです。でも、市町村に対して理解がどの程度行き渡っているのか。市町村から私たち民間協力者、保護司に対しても、支援の仕方にすごく温度差があるのです。

例えば、今、ダルクのお話が出ましたけれども、私たちも対象者と接するときに、市町村が協力してくれることによって、今、保護司のなり手がないうち、例えば、面接場所の確保ができたり、様々な問題があったときに、計画の中には市町村にと書いてあるけれども、この数年間を見させていただいていても、浸透している市町村と浸透していない市町村が明らかで、協力の意欲に違いがものすごく出てきています。それは、言葉がいいのか、実践していただいたらいいのか、その辺は不明ですけども、せつかく北海道という大きな組織なので、助けていただけたらありがたいと思っております。

それは、きっとダルクさんにも通じることで、浸透していただけたらありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（本田道民生活課長） 我々も実態が分かっていないところもあると思います。

今回、洞爺湖町さんにも来ていただきまして、いろいろ取り組まれているというご紹介もありました。今おっしゃられた温度差について、どういう地域、どういう市町村だったら理解が進んで取り組まれるのかというところを確認しながらやっていきたいと思っています。

この機会に洞爺湖町さんにお伺いしたいと思います。どのような経緯で洞爺湖町さんがここまでの計画をつくって、施設で研修されたり、熱心に取り組んでいただけているのかということをお伺いしたかったのです。

犯罪をした人の存在は見えないと思うので、役場でもそれに取り組もうというふうに、優先順位が後回しになる気もするのですが、例えば、町の中にデータの的なものがあって、それを確認してやらなければいけないという状況だったのか、学んでこられた方がトップダウンで進めようとされたのか、どんな状況だったのでしょうか。

○平間構成員 私は当町がそこまで進んでいるとは感じていないのですけれども、計画策定に関する部分につきましては、昨年度、町の地域福祉計画の5年に一度の改定年度で取り組んでいました。そのときに、北海道の胆振総合振興局からの通知で再犯防止が努力義務だということを知りまして、また、札幌矯正管区と札幌保護観察所の職員が当町にお越しただきご説明をいただきました。

私もその趣旨をお伺いした中で、再犯防止の事例は少ないですけども、地域福祉計画策定委員会で再犯防止推進計画を策定するべきかどうかを諮らせていただいて、策定するべきとご意見があって、策定に至ったという経緯です。

私は役場職員として相談対応をしていくなかで、何件か、犯罪をした方が地域に戻ってきているということは承知しているのですけれども、実際に策定委員会に参加されている

委員はほぼそれを知らない状況で、本当に犯罪をした人いるのだろうかという疑問もある中で、町では何をしていたらいいのかというのがこの計画の難しいところかと思いました。

また、先ほどご報告いただいた中で住居の問題があったかと思うのですが、私も役場職員として刑務所を出てきて行き場がないという相談を受けたことがありました。住居の確保というのは、不動産会社に確認したりするのですが、町営住宅にもいろいろと基準があって、すごく難しいと感じています。

ただ、先ほど、北海道では、道営住宅の中で連帯保証人をつけなくていいという取組もされているということなので、こういうものをもっともっと増やしていくことで、地域で生活しやすくなっていくのかなと感じました。

○事務局（本田道民生活課長） 計画を策定されて、この後、役場内の職員の研修とか、先ほど視察に行かれるという話でしたけれども、計画を策定するのは担当部署だと思うのですが、それを皆さんが理解していくというために研修会とか勉強会を重ねられるのでしょうか。

○平間構成員 そこまでには至っておりません。

昨日、研修会があったことは聞いたので、そこに洞爺湖町は参加してはいなかったのですが、福祉担当部署の中でも、言葉自体も矯正とか更生保護とかなじみのない言葉で、担当職員ですらよく分かっていなかった状況なので、今後、もっともっと研修をしていかなければならないと思うのですが、そこまでには至っておりません。

○事務局（本田道民生活課長） ほかにご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

○森構成員 この後、臨床心理の専門である先生にご意見をいただきたいと思いながら話をさせてもらいますが、私が刑務所に行って驚いたことがたくさんありました。それは、分からないことが分からないというか、相談というのがどういうことなのかも知らないとか、そういう人が収監されていて、ダルクに来た後に、ダルクでは正直になることが一番大切だと言われて、そこでミーティングをする中で、全然正直にならなくて、その頃は私自身が批判的に見ていたり、なぜこんなところに来てまで正直になれないのだとか、相談すればいいのに急に怒り出しているのかとか、そんなことを感じながらダルクで過ごさせてもらっていますが、一方では、とんとん拍子に色々なことを身につけて、実はもともと社会性がある普通に社会に戻っていく人もいます。

これは何なのだろうと思いつつ、私が職員になって20年たって、15年ぐらいした頃からはっきり見えてきたのは、能力の問題とか発達の問題とか環境です。虐待の家庭で育った仲間とか、女性だと性虐待があった仲間だとか、いじめを受けたとか、そういうことが背景にあるのだなということが分かってきて、なるほど、刑務所でもこういうようなことが起きていたのだなと。それは、薬物の問題がある人だけではなくて、全体的にそういうことが起きていたというのが理解できるようになってきたのです。

一つは、そういう人たちが働いたとしても、分からないことを分からないと言う勇気も

ないから、分かったふりをして働いてしまって、それでミスが起きたりすると、分からなかったと言えなかったりする。そういうことで行き違いが起きたりすることも多いだろうし、発達の問題があって人の話を最後まで聞けなかったりということもあるだろうし、虐待の問題があれば他人を信じるといことがとても難しかったりするの、そういう背景を抱えていて、それが要因で刑務所につながってしまうことになると感じることがよくあります。

そういった人たちに対して、先ほどのそれぞれが抱える課題を踏まえて必要なところがあるところ、仕事が与えればとんとん拍子にいける人も刑務所に収監されている人の中にはいて、いろいろな背景を抱えています。社会性のない人格障がいとかいろいろあると思います。でも、そこを踏まえていくというのがないと、ここでどれだけ意見を出し合っても難しいのではないのでしょうか。

せつかくこうやって皆さん時間を割いて集まってきているのだから、そういう基本的なところから始めてもらえたらうれしいです。

○荒木構成員 私は司法関係者にいたけれども、広い意味で社会福祉だと思っています。だから、やっていることが即再犯防止につながるというふうには思っていない。

ですから、極端に話すと、私は就労支援が仕事だけれども、仕事をしては駄目な人もいて、中には自殺する可能性が極めて高い人もいます。

これは、やっぱり難しいと思いますし、長年経験してきたから身につけているものだと思います。

○小松構成員 今言われたことはとてもよく分かって、私たちがやろうとしているのはまさにそうで、幼少期の愛着の問題とか、虐待とか、失敗を繰り返して無力感がどんどん大きくなって、そういったものが鎧のようにまとわりついて、なかなか剥がれないということがあります。

ですから、そここのところを支援するという前に、ちゃんと理解する、知ることという前提として必要です。ですから、私たちの役割としては、まずは知ってもらうということなのです。

私たちも、今、全道各地で入口支援が始まりました。出口は刑務所から出てくるので大体は分かるのですが、入口はどこで支援が必要な人が出てくるか分からないということで、全道各地域に回って懇談会を開いているのです。

罪を犯した人たちの背景とか、こういう環境にあるとまた罪を犯してしまうので、みんなで協力して支えていくというような、その地域で立ち直るためにはどんな課題があってどんな支援が必要なのかということを考える機会を持つような懇談会です。

先ほど、紋別という話がありましたけれども、定着支援センターは札幌と釧路にあるのですが、紋別も札幌の担当なのです。実際に紋別に帰りたいといったときに、社会資源を探しに回りました。ですから、ネットワークを組んだり、支援するというのは、かなり労力が要るのです。

ですから、再犯防止計画も、実行可能なものにどうやって移していくかという、今、北海道がどれだけ労力とか熱量を持ちながら取り組むかということが非常に重要かと思えます。ですから、見直すか、見直さないかというお話がありましたけれども、それは私から見ると北海道さんの考え方次第かなと思います。実行可能に移して取り組むのかというところです。

計画をつくりましたというだけで終わるようなものであれば、あまり意味がないと思いますし、市町村も努力義務で、この間、何年か地域会議もやりましたね。

そうしていく中で、再犯防止計画をつくった後、今までの間にどれだけの市町村が参加したのか、どれぐらいの市町村がこの計画をつくる段階までいったのか、その辺をどういうふうに押さえているのかを教えてほしいと思ったのです。その後、この計画を策定して実際に何が変わったのかというところです。

今、私たちも北海道からの委託で事業をやっているのですが、結果的にいろいろな機関のデータが出てきましたが、それが再犯防止計画ができた後とできる前で何が違うのかという話です。正直、定着で言うと、再犯防止推進計画ができたからといって、大きくは変わらないです。ただ、この後、道民生活課でこんなことを考えている、こんなことを定着に協力してもらえるとということがあれば、私はどんどん協力したいと思います。

そういった部分では、道の主管課としての発信力が問われてくるのかなと思います。

ですから、地域住民の末端までちゃんと届くような、実行可能なものにしていくという意気込みとか考え方みたいなところが非常に問われてくると思います。

○磯田構成員 今のお話を踏まえて、私の経験も踏まえてお話をしたいと思います。

今、札幌市でも同じようなことを並行してやっていて、この中のメンバーにも札幌市の会議に出た人たちがたくさんいますけれども、正直なところ、札幌市は再犯防止計画などがなくても、幾らでも罪を犯した人の受皿はあります。困ったらここに頼む、あそこに頼むという社会資源は幾らでもあるのです。しかし、一步札幌から離れたところに行ってしまったら、もうどこも行くところがありません。出身地に帰りたくても帰れない一住むところはないし、人の目は冷たいし一ということになります。ですから、支援する側としても、取りあえずしようがないから札幌にいなさいというふうに言うしかないし、ご本人も資源のある都会にいるしかないということになるのです。

ですから、北海道が何かをやるのであれば、そこからまず考えてもらわなければいけないと思います。

それから、先ほど森さんが「分からないことが分からない」とおっしゃいましたね。そのことに関して、つい最近あった一万引きの再犯の女性の事件を一例にお話しします。

私は、ある頼まれ事があって、鍵を借りて部屋に行ってみたところ、ひどいごみ屋敷でした。でも、本人はそのことを全く理解していませんでした。私は、あまりにもひどいので、「弁護士が入った後に、あれがなくなった」などと言われるのも嫌なので、全部写真を撮っていきました。そして、彼女に、写真を見せたら、「意外ときれいですね。」と言

うのです。自分の問題状況を全く理解できていないことがよくわかります。

それから、彼女は典型的な買物依存症でした。部屋の中には、明らかに使い切れない物が山ほどあるし、買ったままのバックに入っている物は山ほどある。でも、彼女は、私に言われるまで自分が買物に依存しているとは思っていませんでした。

要するに、そういう方は、ご自分では「自分の抱えている問題に気づく」ということすらできないわけです。そのため、そこから手を付けていかないと、結局必要な支援は届かない。

彼女は、裁判で執行猶予判決を受けて社会に戻ったのですが、買い物に依存するという問題状況は何も変わっていないから、買い物をしまくってお金がなくなってきた、結局万引きをするということを繰り返しているのです。

ですから、言葉だけで幾ら再発防止だと言っても、個別の方々が抱えている具体的な問題にどう立ち入っていくのかということを考えないとあまり意味がないと思います。

○宮越構成員 先ほど、村川事務局長がおっしゃられたように、地域によって温度差がすごいというのは、まさに、今、弁護士さんもおっしゃられましたけれども、札幌一極集中で、札幌にいたら札幌から出られない、逆に言ったらほかでは住めないという状況が続いているとは思いますが、市区町村によって温度差が違うというのは、市長とか区長とか首長の考えが一致していないからだと思うのです。

例えば、全国知事会とか北海道市長会とか町村会とか、そういうところで情報発信して、地方ではこういう問題があるということを首長さんにお知らせするという取組が必要と思われる。

○森構成員 居場所という言葉があったけれども、犯罪集団にいるほうが安心するというか、そういう居場所もあるのです。それから、私は今でもそうですけれども、仲間の中だと胸を広げて構えずにしゃべることもできるし、笑うことも、あるいは怒ることだってできるけれども、そうではない中では、当たり前かもしれないけれども、私はダルク以外の職場だったらつらくて仕方がないから、やっぱりダルクで続けているのだと思うのです。ダルク以外では窮屈というか、しんどいわけですよ。

私は、そういったことを理解するのに、社会学とか犯罪学を一度勉強させてもらいたいと思いますね。もしそういう機会をつくってくれたらうれしいなと思います。

○小松構成員 罪を犯してその地域に帰るのですけれども、ある地域、まちでは、定着さんは、なぜうちのまちに罪を犯した人を帰してくるのかと言われていたのです。まず、そんなことをなくすというところからいかなければならないと思います。それは何かといたら、その人がなぜ罪を犯したかという背景は全く知らないし、基本的に罪を犯す人は悪い人で普通の人ではないみたいな言い方になってしまっています。そうではなくて、普通の人で普通の人ではないみたいな状況になってしまったからこういう結果になったのだという背景みたいなものをちゃんと理解してもらえるように、市町村への働きかけ、アプローチですね。単純に計画だけで伝えていくというより、そういったところを事例を交えなが

ら伝えていくとか、市町村の方が理解しやすいような働きかけも必要なのかなと思っています。

どうしても関わりたくないということになりますし、見えないところで過ごしてほしいということになりがちですね。でも、本当に近くにいますよ、支えが必要ですよということをきちんと理解してもらえそうな市町村への働きかけの工夫は何かできないかと思えます。

○高橋構成員 同じような話にはなりますが、私も小さい自治体などを回らせてもらっているときに言っていることがあります。私たちの場合は刑務所出所者ですが、そういった人たちはどんな背景を抱えているのかといたら、虐待を受けた人もいるし、精神障がいとか知的障がいを持っていて、結局、それが背景にあって、犯罪をしてしまったという人もいますので、こんな人たちが入っているのですということをきちんとお伝えしていくようにしていました。

そういった人たちは、犯罪をした人たちではあるけれども、生きづらさを抱えた人たちなのです、そういう人たちは地域の中にもいますよねということは強調して言うようにしていました。

ですから、そういったところに意識を向けて、説明会とか自治体の働きかけをしていってもらえるといいかと思えます。

○宮下構成員 相当時間がたって、そろそろ専門部会も終了というところですが、今、法務省が北海道へ働きかけているものを皆様にも承知していただきたいと思ひまして、1枚、地域再犯防止推進事業の概要というチラシをお手元に配らせていただいております。

これは、端的に言えば、法務省が都道府県、道に財政支援を行うというものでございます。開始されたのは本年度なのですけれども、昨年度からこの話が出てきたということで、本年度現在では半数程度の都道府県で行っていて、まだ北海道ではこれを取り入れていただけていないところです。

今、何とかその実施に向けて働きかけを行っているところです。

ここにも書かれてあるような事業内容は、先ほど話題に出てきましたいろいろな自治体職員への研修も北海道でやるということや、一番ネックなのが直接支援の部分です。専門的支援を道がやるというところですが、例えば、そういった依存症の回復支援を行っている部署や団体をお願いをしつつも行うことができますということです。これまで、少ない予算の中で再犯防止推進を行ってきたと思われるので、法務省としては、令和6年には全部の都道府県で実施してもらうように働きかけを行っている状況です。

皆様には、この点もご承知置きいただければと思います。

また、こういった財政支援をきっかけに北海道の中でも独自の施策が広がっていければいいかなと思っています。

4. 閉 会

○事務局（本田道民生活課長） それでは、2時間たってしまいましたけれども、第1回はこれで終了させていただきまして、今日いただいたご意見を整理しまして、第2回に向けてまたご案内させていただきたいと思えます。

今日お話を聞きしたかった鈴木先生には、また次回にお話をいただければと思えます。

次回もまたよろしく願います。

これで、第1回専門部会を閉会いたします。

今日は、ありがとうございました。

以 上